

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会会議録

第三日（八月二十八日）

△案件

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて

△会場 川越地区消防局 三階講堂

書記長	小森谷 昌弘
書記	佐藤 喜幸
”	武笠 浩
”	岩 渕 巧

△出席委員

委員長	柿田 有一 議員	副委員長	菊地 敏昭 議員
委員	飯野 徹也 議員	委員	小峯 松治 議員
委員	吉野 郁恵 議員	委員	桐野 忠 議員
委員	明ヶ戸 亮太 議員	委員	中原 秀文 議員
委員	関口 勇 議員	委員	小ノ澤 哲也 議員
委員	片野 広隆 議員		

○開 会 午前九時五十五分
○議 題

消防庁舎及び訓練施設等に関するについて
柿田有一委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会は、定足数に達して
おりますので、これより開会いたします。

直ちに会議を開きます。

審査に入ります前に、前回の会議内容を確認いたします。

七月三日の会議では、消防局・川越北消防署新消防庁舎建設用地の取得方法及び取得費用負担について、資料をもとに説明を受け、今後どのように調査を進めるかを協議し、散会いたしました。

以上が、前回の会議の概要であります。

続いて、本日の特別委員会であります。お手元に配布しております特別委員会次第をごらんください。

本日は、消防局・川越北消防署新消防庁舎建設候補地についてを議題とし、理事者より説明を受け、質疑を行います。続いて、今後の進め方について御協議願ひ、特別委員会を閉じさせていただきます。

以上が本日の予定であります。

これより付議事件であります消防庁舎及び訓練施設等に関するについて審査に入ります。

初めに、消防局・川越北消防署新消防庁舎建設候補地についてを議題といたします。

△組合議会副議長

副議長 高橋 剛 議員

△組合議会議長

議長 小林 薫 議員

△説明のための出席者

消防局長	岸田 隆
次 長	比留間 富雄
総務課長	西村 政徳
庁舎建設担当主査	中村 俊規

△委員会に出席した職員

総務課長

事務局、説明を願います。
建設候補地について御説明申し上げます。

資料一、建設候補地選定の経緯についてをごらんください。

まず、平成二十九年七月に第一回川越地区消防組合新消防庁舎建設検討委員会を開催し、新庁舎等に必要な機能、規模及び建設エリアの検討に着手いたしました。

次に、平成三十年三月には川越地区消防局・川越北消防署新庁舎整備基本構想を策定し、新庁舎等の整備に係る基本的な考え方について整理いたしました。

建設候補地に関する概要といたしましては、消防局・川越北消防署及び訓練施設を一体的に移転整備すること、敷地の規模として一万五千平方メートルから二万平方メートル程度が必要であること、建設場所は、川越北消防署の管轄区域となる伝統的建造物群保存地区及び川越市北部地域への消防力を維持しつつ川越市東部地域を包括的にカバーできる場所とすることとなっております。

次に、平成三十年五月に基本構想の内容をもとに建設候補地の選定をいたしました。

まず、建設候補地の抽出についてでございますが、国道二百五十四号エリアにおいて、次の三つの条件を満たす土地として三カ所の土地を建設候補地として抽出いたしました。

週出の条件といたしましては、前面道路について大型車両に対して十分な幅員が確保されていること、極力、物件移転を伴わずに敷地を確保できる場所であること、農業振興地域内の農用地区域外もしくは農用地区域の縁辺部であることの三つで、抽出した候補地といたしましては、候補地Aが御成町地内で約一万四千平方メートル、候補地Bが同じく御成町地内で約二万平方メートル、候補地Cが氷川町地内で約一万六千平

方メートルでございます。

候補地の位置関係につきましては、資料一の二枚目の図、建設候補地一覧をごらんください。

北側から宮元町交差点付近が候補地A及びB、氷川町交差点付近が候補地Cとなっております。

次に、再び資料一の一枚目をごらんください。

資料左側一番下の二、建設候補地の評価、選定についてでございます。先ほどの三つの条件により抽出した三カ所の建設候補地につきまして、評価項目を設定し、評価項目ごとに一点から三点の配点により採点し、合計点の最も高い建設候補地を選定したものでございます。

評価結果につきましては、資料右側一番上をごらんください。

候補地Aが二十七点、候補地Bが三十二点、候補地Cが二十六点となりまして、合計点の最も高い候補地Bを建設候補地として選定したところでございます。

次に、評価の概要でございますが、主なものといたしましては、候補地Aが、主要な接面道路である県道川越栗橋線の間口が四十メートルと、他の候補地に比べて狭く、緊急車両の出勤経路の確保にやや制限があること、敷地形状が不整形であること、施設の周囲に住宅があり、周辺住宅への影響がやや大きいこととなっております。

次に、候補地Bにつきましては、主要な接面道路である県道川越栗橋線の間口が約百メートルあり、緊急車両の出勤経路を十分に確保できること、敷地形状がほぼ整形であること、道路、水路ともにつけかえ等を要すること、敷地の周囲に住宅が少なく、周辺住宅への影響が少ないこととなっております。

最後に、候補地Cにつきましては、主要な接面道路である県道川越上尾線の間口が約三十メートルあり、緊急車両の出勤経路を十分に確保

できること、敷地形状がやや不整形であること、敷地内に移転を必要とする物件が複数あり、また施設の周囲に住宅が多く、周辺住宅への影響も大きいこと、施設の周辺の住宅があることからヘリコプターの離着着に影響があることとなっております。

以上、雑駁ではございますが、建設候補地選定の経緯についての説明とさせていただきます。

なお、建設候補地の状況でございますが、現在、候補地地権者の皆様に挨拶を行っているところでございます。今後、候補地地権者の皆様の意向を調査し、建設候補地の確定に向けて事務を進めていく予定でございます。

また、新庁舎建設に当たっては、本年度のスケジュールといたしまして、機能、規模を算定する基本計画の策定を進めているところでございます。今後、公募型プロポーザル方式にて業者を選考し、九月末までに契約を締結し、年度末に完成する予定でございます。

以上でございます。

柿田有一委員長 事務局の説明は終わりました。

委員の皆様から御質疑、御意見等がございましたら、御発言をお願いいたします。

吉野郁恵委員 御説明ありがとうございました。

最初の抽出の中で、幅員が確保されることということなんです、大型車両に対して幅員はどのぐらい必要なんですか。

消防局次長 ただいまの幅員の件でございますが、大型車両に対して十分な幅員が確保されていることといたところで、大型車両が迂回するに当たって十分な幅員ということで、おおむね十メートル以上あればというふうには考えているところでございます。

吉野郁恵委員 選考結果で候補地Bが三十二点と、ほかのA、Cよりも高い点数で

候補地Bがいい点数なんです、その中で、県道川越栗橋線というふうでございますが、この幅員はどのぐらいになっているんでしょうか。

消防局次長 おおむね十六メートル程度というところでございます。

吉野郁恵委員 ありがとうございます。

そうしますと、十メートル以上という幅員が必要のところ、十六メートルということ、十分その辺は確保できるということ、よろしいわけですね。

柿田有一委員長 今、確認がありました、事務局、十分確保されていること、よろしいかという今、御発言かと思いますが、よろしいですか。

消防局次長 ただいまのは歩道を含めまして十六メートル程度というところでございまして、幅員については十メートル程度というところでございます。十分に確保できているというふうにご考えているところでございます。

吉野郁恵委員 ありがとうございます。

次に、候補地Bの件なんです、道路、水路ともにつけかえ等を要するということなんです、この時間等、計画の中に十分反映されているかどうかお聞きしたいと思っております。

消防局次長 道・水路のつけかえの関係でございますが、候補地が決定次第、関係課と協議を進めまして、三十二年度に道路つけかえを終了したいと考えているところでございます。

吉野郁恵委員 水路と道路というのは、どうしてもいろいろ時間がかかると思いますが、その辺のところを予定どおり進めていただければと思いますので、よろしく願います。

明ヶ戸亮太委員 御説明ありがとうございました。

候補地Bのところなんですけれども、二枚目の資料を拝見いたしますと、これは、接面道路の間口は図面上、西側に当たると思うのですが、緊急車両の出入りをするスペース、その道路に真ん中が切れているゼブ

ラゾーンを設置すると思います。その予定している距離、どの程度を想定されているのでしょうか。

消防局長 ゼブラゾーンの関係でございしますが、大型車両が川越市内もしくは栗橋線のほうは川島管内のほうに右折するような形もありますので、そこら辺を考慮していただいて警察と協議をしていきたいというふうに考えております。

明ヶ戸亮太委員 ゼブラゾーンを設置するに当たって、今の交通量、渋滞がどれくらい起きているのかとか、そのあたりをある程度考慮をしていかないと渋滞を招いてしまうことも考えられると思うのですけれども、交通量の調査とかというものはもう進めているのでしょうか。

消防局次長 交通量の調査の関係でございしますが、渋滞が時間帯によって発生するということでは把握しているところではございますが、交通量がどのくらいかという具体的な調査は実施しておりません。

明ヶ戸亮太委員 となりまずと、先ほど警察との協議があるというお話なんですけれども、その協議前までにその調査は行っていく予定ですか、それとも同時進行で進めていくような感じでしょうか。それによって大分その協議の進み方が変わってくると思うのですが、いかがでしょうか。

消防局次長 交通量の調査の関係ですけれども、まず、今考えているところで一つなんですけれども、川越市の交通政策課のほうに警察の方の派遣もございしますので、実際にどのくらいの交通量があるかということも、警察との協議と同時に進められたらと考えているところでございます。

関口 勇委員 地権者に挨拶に回っているということですが、これはどなたが回っていらっしゃるんですかね。

消防局長 地権者のほうでございしますが、初めに地元の自治会長さん等にお話を私と担当の者が行きまして、その後、担当職員のほうが、川越市からも併任をしていますその職員も含めまして地権者のほうに回っている状況で

ございます。

関口 勇委員 回っている、こっち側の買う側としては、消防局と市当局ということでもよろしいんですか。

消防局長 川越地区消防組合が取得するというところでございますので、うちの職員が併任をかけまして、市の職員が四月一日から三名、併任をかけております。その職員と一緒にうちの担当の総務課の建設準備室担当もしくは課長以下等、回っている状況でございます。

関口 勇委員 地権者の数は、A、B、C、わかれば、少ない多い、いろいろあるうかと思うんですけども、わかりますか。

消防局長 地権者の数でございしますが、Aにつきましては四名の方、Bにつきましては十八名の方、Cにつきましてはちよつと詳細のほうには調べていない状況でございます。

関口 勇委員 感性的には協力的性があるのか、ちよつと交渉事ですから、その回られた感じはどうでしょうか。非常に重要なポイントだと思うのですけれども。

消防局次長 先ほど局長が申し上げたとおり、職員、それと市からの派遣職員で回っております、十八人の地権者のうち十七人回られている状況でございます、一名については、まだ所在を確認しているところでございます。十七名の話をしたときの感じとして受け取ったのは、おおむね協力的というふうに感じたところでございます。

中原秀文委員 先ほど九月末までに契約を締結してというところがよく聞き取れなかったのですが、改めてその部分を説明していただけますでしょうか。

柿田有一委員長 今後の基本計画策定に当たって事業者を入れるということのようです、そのあたりの詳細な説明ということだと思います。

総務課長 新庁舎建設の基本計画策定支援業務委託、これに係ります公募型のプロポーザルを今後進めていこうとするものがございます。基本計画の策定

に当たりまして公募型のプロポーザルということで公募の開始を三十年の八月二十七日に行っております。申し込みの受け付けを八月二十七日から九月三日までの間、質問の受け付けを八月二十七日から八月三十日までの間、企画提案書の提出を九月五日から九月十二日までの間、ヒアリングの審査を九月二十日、結果通知を九月二十五日、契約の締結を九月下旬、このような予定で見込んでおります。

中原秀文委員 わかりました。いわゆるコンサルディングの契約ということになるかと思うのですが、八月から始まって九月の下旬に契約を締結して、十月の頭からは、そのコンサルの方に入ってもらおうというスケジュールでよろしいか、改めて確認させてください。

総務課長 そのとおりでございます。

中原秀文委員 この委員会でも、いろんな意見が出されると思っていますので、可能であれば十月一日以降、委員会が開かれるときには同席していただくような考え方もあるのではないかと思いますので、皆さんの御意見を伺って、可能であればそのような形をとられてはどうかと思っておりますので、お諮りいただければと思います。

柿田有一委員長 ただいま中原委員から、コンサル等が選定された後、委員会などで同席してもらったという御意見がありました。皆さんから御意見があれば少し伺っておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

明ヶ戸亮太委員 契約上でそのような委員会の出席等が可能なんでしょうか。消防局次長 会議等への運営、それから支援業務ということで仕様書にはそのように指定はしているところでございます。

ですから可能となります。

明ヶ戸亮太委員 その際、我々の会議のほうに時間を合わせていただく、その調整というのも可能ですか。例えば、こちらが合わせなくちゃいけないか、になってしまうのか、先方に合わせていただけるのかというのは、結構、時間

的に重要なと思うのですが、いかがでしょうか。

消防局次長 日程のほうが早目にわかれば、その辺のところは調整は可能になるかというふうに考えております。

柿田有一委員長 今、御提案がありましたが見通しとしてはそういうようなことで進めるということは物理的に可能か、考え方も含めて少しお聞きをしておきますが、事務局的にはどうでしょうか。今、御提案がありました業者を同席させることについての考え方を、少し事務局のほうで見解を少し聞いておきたいと思うんですが。

消防局次長 基本計画の策定スケジュールといたしまして条件整理、庁舎規模の算定及び建物配置計画の策定を十月から十二月初旬までに進め、その後、概算事業費の算定を十二月から一月下旬までに進める予定でございますので、十二月初旬までを御意見をいただける時期というふうに考えているところでございます。

柿田有一委員長 今、御提案がありました、この委員会では皆さんから御意見をいただくときに事業者を同席させるというような形で事務を進めていただくようお願いをしたいと思いますので、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 では、スケジュールについては、改めて今後の進め方の中で御協議させていただきますので、お諮りのとおり進めさせていただきますかと思っております。

桐野 忠委員 改めて候補地の関係の中でちょっとお聞きしたいんですけども、Aが施設周囲に住宅がありBが施設周囲に住宅が少なく、Cが施設周囲に住宅があることから、それぞれ三つ表現が違いますが、一応AとBで住宅ってどれぐらい変わってしまうんですか。

消防局長 住宅の戸数でございます。

Aにつきましては、住宅につきましては七棟ということでございます。C候補地につきましては十五棟でございます。B候補地につきましては、納屋等も含めまして住宅が一棟でございますが、建物も一棟あるということ、一応、概算では二棟ということで、そのうち一棟は住宅ということと評価等をさせていただきました。

桐野 忠委員 住宅のことを何で聞いたかといいますと、Cにヘリコプターの離発着に影響があると、Cの候補地はということなんですが、Bであれば住宅は二ということ、少ないのかもしれないんですけども、ヘリコプターのその離発着に対する規定というか、どれぐらいの距離までに、例えばこの施設だけではなくて、周辺にどれぐらいの住宅があったらだめだとか、何かそういった規定ってあるんですか。

騒音だとか住宅に影響、周りに影響を及ぼしてしまうんではなくて、騒音だとかそういったことも含めて、何か周囲何キロ以内に住宅があっちゃいけないとかそういうのがあるんですか。

柿田有一委員長 何か規定やガイドラインで把握しているものがありますかということなんだろうと思いますが。

桐野 忠委員 なければというか、わからなければ後でも結構ですので、教えてください。ただければ思います。

消防局次長 ヘリコプターの離着陸への影響の関係のところでございますが、評価につきましては、何方向で離着陸できるかというところで評価をさせていただきます。ただいておりまして、ガイドライン等については、申しわけありません、今ここでお答えすることはできません。

桐野 忠委員 何方向から離着陸できるということと評価がされていると、影響があると書いてあったので、要は、何でお聞かせ願いたいということ、例えば騒音とか、今後この建設に当たって周辺にはどこかの時点で説明をするだとか周知をするだとかしなくちゃいけないかと思うんですけど

れども、以前、視察させていただいたところで、消防車の音だけで非常に困っているとかという話を聞いたことがあったものですから、前もってわかっているのであれば、そういったヘリコプターだとか、どういう規定等がないといけないのかというのがわかればと思って、ちょっとお伺いをさせていただきました。

で、ちなみに、ちょっと参考までに、候補地が決まって、設計が行われて、どの時点ぐらいで周辺に建設をしますというのを周知をされていく予定なのか、もしわかれば教えてください。

消防局次長 周辺への説明の関係でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、今、地権者の皆様のところにお伺いしたという状況で、お一人まだ接触はできていない状況なんですけれども、全員接触ができましたら、それと候補地が予定地として組織的に決定をされたところでは、その後、また地権者のところにお邪魔をいたしまして候補地決定の御挨拶、それから住民説明会というところも含めまして再度訪問したいというふうに考えております。状況がうまく進めば十月ごろには住民説明会ができるというところで、担当ではそのように予定をしているところでございます。

桐野 忠委員 地権者には、候補地が決定して地権者に決まりましたと再度お願いに行くと、その周辺の住民説明会も同時期に行うということでしょうか。

消防局次長 そのとおりでございます。

柿田有一委員長 ただいま質疑の中でヘリコプター、それから騒音等に関して参考になる資料ということで、今出ないということだったので、今後、計画等の策定も進んでいくことになりそうですので、先ほどの質問の中で、今出なかった資料を次回までに少し調べた上でお示しさせていただくというようなことでよろしいでしょうか。

それでは、今、先ほど質問のあった中身については、次回の中で示させていただきますという事で、事務局よろしくお願いいたします。

消防局次長 申しわけありません。先ほど本特別委員会にプロポーザルで決定した業者を参加させるというところの御説明を申し上げましたけれども、仕様書の中でうたっておるのは、庁内会議及び外部会議への出席というところで、仕様書に特別委員会への出席というところを含めて書いておりません。業者が決定次第、当該業者と協議をして特別委員会への出席の協力を求めるというように考えております。

柿田有一委員長 では、そのようになるようにお取り計らいをお願いいたします。

資料については、先ほどお話ししましたヘリコプターの進入等に関する規定と、それから、お話の中では周囲騒音等ということもあったので、そこら辺はどこまで出るかわかりませんが、周辺に対する配慮事項のガイドラインのようなものもあれば調べていただくということにできればと思います。

片野広隆委員 先般、川越市議会と川島町議会それぞれの消防組合のあり方特別委員会、検討委員会合同で行われた中で、二万平米より広く土地を確保してもいいんじゃないかという話があったと思います。そこについては、局長、次長、出席されていたんで御存じだと思うんですが、先ほどの答弁を聞いていますと、基本計画策定支援用のプロポーザル方式で契約して、十月から十二月ぐらいでその施設関連、導入機能ですとか施設配置云々というお話があったんですが、土地の広さ、面積等々がある程度めどがつかないと、そんなに早く、十月から十二月の間で施設配置云々というのができるものなんでしょうか。

消防局長 今のプロポーザルを見て特別委員会、川越地区消防組合あり方に関する特別委員会等が開催されました、そちらのほうで新庁舎の用地につきましては各委員より、もうちょっと広くということの御意見等がありまし

て、今、市、川島町等で御意見を踏まえまして検討しているところでございます。プロポーザルに関しましては、まだここで業者を選考するというところでございまして、そちらのほうの業者が決定しましたら、その土地の広さ等につきまして、逐次検討をさせていただいて、事務を進めていきたいというふうに考えてございます。

片野広隆委員 二万なら二万で、ある程度、候補地Bで行くんだのであれば一定程度、土地の形ですとか広さが出ますから、その中で導入できる機能ですとか施設配置というのは進めていけるのかなと思うんですけども、これが候補地Bを中心に候補地Aの一部を加えるですとかそういう方向になっていくと、導入できる機能とか施設配置は当然変わってくることもあるかと思うんですよ。だからそこら辺の結論がどの辺で出ることかというのもあるんでしょうけれども、十月から十二月でもうそういった導入機能ですとか施設配置というのは、時間的に無理がないのかなというのが心配する部分なんですけれども、できるといふのであれば、それはそれで進めていただければいい話なんじゃないでしょうか、そこら辺どうですか。

消防局次長 今、委員さんおっしゃったとおり、川越地区消防組合に関するあり方特別委員会での御指摘を踏まえまして市内部で検討しているというところは承知しているところでございますが、機能、規模を二万平米の中でうまく配置をしていくと、その検討内容によってふえる、ふえないというところが当然出てくるかとは思いますが。その辺のところは市関係部署とよく調整をしながら、基本計画は年度内につくるところで今、事業を進めておりますので、そのスケジュールでやっていく必要があるというところで申し上げますので、ございませぬ。状況に応じては、委員さんのおっしゃるとおり、そのとおり進まない状況も出てくる可能性があるというふうには考えております。

片野広隆委員 私としても計画どおりに進んでいただきたいという前提で今聞かせていただいていますので。あわせて、候補地Bのほうで地権者十八名のうち十七名は接触ができていると、一名については所在が不明というところでよろしいんでしょうか。

消防局次長 謄本等から当たりまして、いろいろ調査を進めているところなんですけれども、そのところにもう住宅がない、住所のところにはいらっしやらないというところが現実として確認作業の中で出てきております。違った確認方法も含めまして、今早急に確認作業をしているところでございます。

片野広隆委員 参考までにお伺いしたいんですけども、違った確認方法というのはどういった確認方法で確認されているんでしょうか。

消防局次長 今、謄本等を確認したところでございますので、戸籍等々、関係部署、閲覧できるかどうかも含めまして、確認作業を進めていこうというふうを考えているところでございます。

片野広隆委員 その所在不明の方のお持ちになっている土地というのは、候補地Bの中でどのあたりになるんですか。

消防局次長 約二万平米のBの候補地の中で、北を上と見て北東側の角から筆数では四筆目でございます、そこは大きな筆になってないんですけども、細かく区切られておりまして二百十八平方メートルのところでございます。

ちょうど北側が千平米程度で一反という形になってない、細かく区画をされている土地であり、その関係で地権者も多くなっているところでございます。北東の隅の、一反というところではなくて、千平米をちょうど真ん中で区切った上の部分で四筆目、北東の隅から若干内側に入ったところの二百十八平米でございます。

柿田有一委員長 それは道路とどうか境に隣接するというような形でしょうか。そ

れとも東側、右側に接する形でしょうか。

消防局次長 失礼しました。右側、北側の道路に接しておりまして、小さい道路ですけれども北側の道路に隣接しておりまして、東側のやはり道路から入って四筆目という位置でございます。

柿田有一委員長 なるほど、そうすると上が少しへこんだ形みたいなのに、そこを除くということですが、こういうふうになるということですね。

消防局次長 そのとおりでございます。

小ノ澤哲也委員 先ほど片野委員さんのほうからも話がありましたけれども、いわゆる消防のあり方の特別委員会のために、そのときは川越の委員さん、川島の委員さん、こぞってみんな広いほうがいいんじゃないだろうかという御意見でございました。そのときに、先ほど話があったとおり、Aの土地のほうも考えたらどうなのという話もございましたけれども、Aのほうの地権者の方には挨拶というのは、何らかの形では行っているんでしょうか。Aの地権者、四件の方ですかね。

消防局次長 Aの地権者のところには、御挨拶にはお伺いしてございません。

小ノ澤哲也委員 今の段階では一番有力なBの予定地ではないわけですが、隣接はしている方々ですから、物事を進めるためには、スムーズに行くためには何らかの形の挨拶をしておいてもいいんじゃないかと思うんですけども、この前ちょっとさまざま意見があった中で、例えばBが今、横にあって、真ん中に道路が入っているわけですが、道路から上の部分とAの部分の合わせると約二万四千ぐらいになるんかねみたいな話があったんですけども、そうなるとBの下の半分がなくなるわけですが、その地権者に対しても特別、今後話の中では、今一回、挨拶回っているわけですが、最終的に決定したときには、予定から外れても別に問題はなしと考えてよろしいんでしょうか。

消防局次長 候補地が正式に決定したという御挨拶ではなく、今、候補地として考

えているというところでの意向確認等も含めたところでの御挨拶に訪問させていただいたわけですけれども、ただBの下の半分が御挨拶の後に抜けるというところは、今の状況では余り芳しくないというふうには考えているところでございます。

小ノ澤哲也委員 わかりました。いずれにしても、先ほど話があったとおり、もうちょっと広いほうがよかろうかと、そのとき話があったのは、一つには、今度その敷地の中でさらに建てかえをしなきゃならなく、五十年先なりで、そのときにも広くとっておくことにより敷地内で建てかえができるとかそういうった御意見もあったわけですが、そうしたときには今度はAのほうの部分も少し食い込んでたほうがいいのかなどという部分のその考え方というのは、今のところまだ検討中で、やりませんではなくて、まだ今検討しているという認識でよろしいんでしょうか。

消防局長 今、川越市、川島町の内部におきましてそこら辺の関係も検討している段階でございます。

先ほど御答弁しましたが、川越市並びに川島町ということでございますが、状況では、川島町につきましては、情報等は入っておりますが、川越市の関係機関につきましては、検討を踏まえて周知していると聞いております。訂正をお願いしたいと思います。

柿田有一委員長 以上で、消防局・川越北消防署新消防庁舎建設候補地についてを終了いたします。

○今後の進め方について

柿田有一委員長 次に、今後の進め方についてを議題といたします。

(休憩)
(再開)

柿田有一委員長 お諮りいたします。本特別委員会の附議事件であります消防庁舎

及び訓練施設等に関することは、休憩中に御協議いただきましたとおり、現在、新消防庁舎及び訓練施設等の基本計画の策定のための準備を進めているとあります。

よって、本特別委員会として新消防庁舎の規模、機能及び訓練施設等の併設施設について、引き続き定例会終了後調査することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

柿田有一委員長 では、そのように決定いたしました。

以上で、今後の進め方についてを終了いたします。

○閉会中の特定事件については、地方自治法第百九条第八項の規定による継続審査とすることに決定した。

○閉会 午前十時五十六分